

令和8年3月24日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人 大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第8章の規定」の周知について

平素より本会事業の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会及び大阪労働局より標記に関する周知依頼がございました。

本通知は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号。以下「改正法」という。）により、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。）第8章において、治療と就業の両立支援に関する規定が新設された旨の連絡です。

また、令和8年2月10日に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第13号。）が公布、同日に治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号。）が告示され、改正法等はいずれも令和8年4月1日から施行又は適用されることとなりました。

貴会におかれましても本件についてご了知の上、会員への周知に特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

※改正の趣旨・要点等は日医発信文書に添付されている通達や大阪労働局提供のリーフレットをご確認ください。

◆「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第8章の規定」の周知について

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2025ken1_1990.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です。
(半角入力)

<事務局>

大阪府医師会 地域医療課（澤野）

TEL：06-6763-7012